



京都府後期高齢者医療広域連合監査委員告示第1号

定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第292条において準用する同法第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

平成29年2月2日

京都府後期高齢者医療広域連合監査委員 北村 治千代
京都府後期高齢者医療広域連合監査委員 荻原 豊久



(別紙)

京都府後期高齢者医療広域連合定期監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査）

2 監査執行年月日

平成28年12月1日から平成28年12月20日まで

3 監査の対象

備品及び金券類（郵券等・タクシー券・その他金券）の管理状況について

4 監査の方法

今回の監査は、財務に関する事務の執行のうち、備品及び金券類（郵券等・タクシー券・その他金券）の管理状況についてその事務が関係法令にのっとり、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

また、監査にあたっては、あらかじめ資料の提出を求め（特に金券類に係る管理台帳については過去3か年度分）、関係帳票の全部又は一部について監査を実施し、さらに関係職員からの説明を聴取するとともに現物を確認し、各施設等に点在する備品類については、現地に赴いて確認を行った。

5 監査の結果

監査の結果、以下の項目について、事務の執行の改善に寄与すると考えられるため、本年度末を目途に適切に対応されることを望む。

(1) 備品の管理について

- ① 物品の管理については、京都府後期高齢者医療広域連合財務規則及び同物品管理規程（以下「規則等」という。）により、その取扱いが定められている。それによると、備品は取得価格が2万円以上であり、備品整理簿及び備品一点ごとの備品番号票による管理について定められている。

しかしながら現状において重要備品を含む多くの備品が、規則等に基づく一点ごとの整理が不十分であったため、そもそもの管理コストの観点からも、税法上の取扱い等を参考とするなど、取得価額の引き上げについても検討されるとともに、現有の備品については再度精査を行い、適正な管理を実施されたい。

- ② 現状の備品整理簿は備品の出納状況が把握し難いこと、また、リース物品

は台帳整理がなされていなかったことから、それぞれ早急に整理されたい。

(2) 金券類の管理について

金券類については、切手、レターパック、タクシーチケットが管理されており、規則等に定める台帳と現在高については、監査を行った範囲において一致していた。

しかしながら、台帳に一部確認もれが見受けられたことから、定期的かつ確実にこれらの使用状況について把握し、紛失や不適切な使用の防止に努められたい。

(3) 共通事項

規則等では、物品の取り扱いについて台帳による管理のみならず、購入から年度ごとの増減や現在高の把握、さらには処分その他の手続きについて定めている。

これらについても、その事績等が確認できなかったことから、規則等に基づき、適正な事務を行われたい。